

平成30年 5月29日 開 会

(縦 覧 用)

平 成 3 0 年 第 3 回

農 業 委 員 会 会 議 録

つ る ぎ 町 農 業 委 員 会

つるぎ町農業委員会会議録（平成30年 第3回）			
収 集 場 所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3 町役場分庁舎 2階会議室		
開 会 時 間	平成30年	5月29日（火）	午後 1時30分
閉 会 時 間	平成30年	5月29日（火）	午後 2時00分

出 席 及 び 欠 席 委 員							
職 名	氏 名	出	欠	職 名	氏 名	出	欠
会 長（2番）	坂本 誠治	○		委 員（7番）	丸本 昭	○	
職務代理（8番）	堀部 勝博	○		委 員（9番）	藤村 晃	○	
委 員（1番）	三反田 哲雄	○		委 員（10番）	小栗 利文		○
委 員（3番）	岡本 伸清	○		委 員（11番）	桑平 稔	○	
委 員（4番）	浅川 虎夫	○		委 員（12番）	松岡 和夫	○	
委 員（5番）	塩田 勇	○		委 員（13番）	小倉 正	○	
委 員（6番）	柴田 純二	○		委 員（14番）	西岡 勝幸	○	

議事録署名委員	8番 堀部 勝博	11番 桑平 稔
---------	----------	----------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 宮本 雅章 つるぎ町農林課 檜地 誠
説明のため会議に出席した者職氏名	

付 議 事 件	別紙のとおり
---------	--------

付 議 案 件

日 程 第 1 会議録署名委員の指名について

日 程 第 2 議案第1号 農用地利用集積計画による利用権設定について

日 程 第 3 その他

- ・第42回すいかコンクールについて
- ・研修旅行について

会 議 の 経 過

事務局長 本日はみなさま大変お忙しい中ご出席ありがとうございました。定刻がまいりましたので、ただいまから平成 30 年第 3 回つるぎ町農業委員会を始めさせていただきます。

私は 4 月から農業委員会事務局長ならびに農林課長になりました宮本です、どうぞよろしくお願ひします。

本日、1 名の方が欠席されておりますが、会議は、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定によりまして、成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会長より挨拶と議事の進行をよろしくお願ひ致します。

議 長 皆様、改めましてこんにちは。

昨日、気象台の発表によりますと四国地方も梅雨入りとのことでございます。今後蒸暑い毎日が続くと思ひますけれども、皆様には体調には十分気をつけていただきたいと思ひます。また、本日は会議のご案内を差し上げたところ、公私共に大変お忙しい中、ご出席賜りまして本会議が開催できますこと厚く御礼申し上げます。

さて、徳島県にし阿波地域（美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町）で営まれている傾斜地農法「にし阿波の傾斜地農耕システム」は、3 月に国際食糧農業機関（FAO）の提唱する世界農業遺産に、が認定され、4 月 19 日にイタリア・ローマの FAO 本部で開催されました「GIAHS 国際フォーラム」に参加し、世界農業遺産認定書を徳島県剣山世界農業遺産推進協議会会長代理の大垣副町長が授与されました。大変喜ばしいことであり、心からお喜びいたします。

これにより、つるぎ町の農地を維持する必要かつ、重大な課題ができ、農業委員会といたしましても農業委員、農地利用最適化推進委員のみなさまに積極的な農地利用の推進による遊休農地の削減を目標にご尽力頂きますよう、よろしくお願ひします。

それでは、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第 3」まででございます。慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願ひ申し上げます。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

なお、座っての進行と、させていただきます。

議 長 それでは、日程第 1「会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第 18 条によりまして、私が指名してよろしいでしょうか。お諮りを致します。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしのようですので、それでは指名させていただきます。

「8 番委員」さん、「11 番委員」さん、をご指名いたしますのでよろしくお願ひ致します。

利 用 権

議 長 続きまして「日程第 2 議案第 1 号 農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の 1～4 ページと会議資料の 1～33 ページを順次お開き下さ

い。「農用地利用集積計画による利用権設定について」でございます。

今回は、再設定 6 件、新規設定が 7 件でございます。

1 件目、●●●●さんから、●●●●さんに、貞光馬出 31 番地の田、992 m²、同じく中須賀 5 番地の田、1,000 m²、同じく中須賀 24 番地 2 の田、756 m²、同じく中須賀 21 番地 2 の田、115 m²の計 4 筆 2,863 m²を賃借権 1 年の再設定です。作目は水稲です。

次に、●●●●さんから、●●●●さんに、半田字平良石 660 番地の畑、595 m²、同じく平良石 659 番地の畑、892 m²、同じく平良石 658 番地の畑、585 m²の計 3 筆 2,072 m²を賃借権 5 年の再設定です。作目は果樹です。

次に、2 ページ目をお開き下さい。●●●●さんから、●●●●さんに、半田字東久保 287 番地の田、954 m²を賃借権 3 年の再設定です。作目は水稲です。

次に、●●●●さんから、●●●●さんに、貞光字柴内 79 番地の畑、1,017 m²を使用賃借権 5 年の再設定です。作目はタラです。

次に、●●●●さんから、●●●●さんに、半田字西久保 204 番地の畑、215 m²、同じく西久保 451 番地の畑、909 m²、同じく西久保 210 番地の畑、80 m²、同じく西久保 206 番地の畑、213 m²、の計 4 筆 1,417 m²を、賃借権 5 年の再設定です。作目は柿です。

次に、3 ページ目をお開き下さい。●●●●さんから、●●●●さんに、半田字西久保 10 番地 2 の田、1,278 m²同じく西久保 207 番地の畑、386 m²の計 2 筆 1,664 m²を使用賃借権 5 年の新規設定です。作目は西久保 10 番地 2 が水稲で、場所については会議資料の 29 ページをお開き下さい。(株)中尾組の北側になります、西久保 207 番地は果樹で、場所については、同じく会議資料の 29 ページの西久保の町営西山住宅の南側になります。(P29 地図添付)

次に、●●●●さんから、●●●●さんに、半田字西久保 179 番地の田、634 m²を使用賃借権 5 年の新規設定です。作目は野菜です。

場所については、会議資料の 29 ページの浅川さん宅の南側になります。(P29 地図添付)

次に、●●●●さんから、●●●●さんに、半田字中藪 223 番地 1 の田、180 m²を使用賃借権 3 年の新規設定です。作目は野菜です。

場所につきましては、会議資料 30 ページ、町立半田病院の裏にあります町道を、天皇方面に行く途中にあります。(P30 地図添付)

次に、●●●●さんから、●●●●さんに、貞光字太田西 395 番地 1 の畑、434 m²を賃借権 1 年の新規設定です。作目は野菜です。

場所については、会議資料 31 ページをお開き下さい。太田西の井原さん宅の南側になります。(P31 地図添付)

次に、●●●●さんから、●●●●さんに、貞光字宮内 159 番地の田、499 m²を使用賃借権 3 年の新規設定です。作目は野菜です。

場所につきましては、会議資料 32 ページ、宮内の徳島グリーン化学の東側になります。(P32 地図添付)

次に、4 ページ目をお開き下さい。●●●●さんから、●●●●さんに、貞光字宮内 152 番地 1 の田、904 m²、同じく宮内 152 番地 2 の田、314 m²、同じく宮内 153 番地の田、447 m²、同じく宮内 154 番地の田、1,110 m²、同じく宮内 156 番地の田、1,044 m²、同じく宮内 157 番地の田、523 m²、同じく

宮内 158 番地の田、542 m²、同じく宮内 171 番地 2 の田、1,417 m²の計 8 筆 6,301 m²を使用貸借権 3 年の新規設定です。作目は野菜です。

場所については、会議資料 32 ページ、宮内の徳島グリーン化学の東側となっております。(P32 地図添付)

次に、●●●●さんから、●●●●さんに、貞光字中須賀 7 番地 1 の畑、391 m²を使用貸借権 2 年の新規設定です。作目は野菜となっております。

場所については、会議資料 33 ページになります、中須賀にあります保健センターの東側になります。(P33 地図添付)

以上、再設定 6 件、新規設定 7 件、合計 28 筆 18,462 m²でございます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

なお、今回の第 2 号議案中に本委員会の委員さんの案件が入っておりますので「農業委員会等に関する法律第 24 条第 1 項」により、議事参与の制限ということで、恐れ入りますが「4 番委員さん」、「12 番委員さん」しばらくの間、退席をお願い致します。

[退席をする。]

それでは、只今の「農用地利用集積計画による利用権設定」について、ご質疑・ご意見はございませんか、お諮り致します。

各委員 異議なし。

議長 異議がないようでございますので、「日程第 2 議案第 2 号 農用地利用集積計画による利用権設定について」は、承認することに決定致します。

議事が終了致しましたので「4 番委員さん」、「12 番委員さん」に対する議事参与の制限を解除致します。

(委員入室着席)

(その他・事務連絡)

議長 次に、日程第 3、「その他」について、議題と致します。

事務局よりお願いします。

(第 42 回すいかコンクールについて) 案内、(研修旅行について) 説明

議長 その他ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 質問なし

議長 ご意見等ないようでございますので、これで本日の議題はすべて終了致しました。長時間、慎重審議いただきまして有難うございました。以上をもちまして本会を閉じることに致します。

終 了 午後 2 時 00 分

平成 30 年 5 月 29 日

つるぎ町農業委員会 会長 坂 本 誠 治

上記会議録は、真正であることを認め署名する。

議事録署名者 8 番委員

議事録署名者 11 番委員